

年金引き下げ違憲訴訟・北海道原告団に対する

## 札幌地裁の不当判決に抗議する！！

札幌地裁の岡山忠広裁判長は本日4月26日、「年金引き下げ違憲訴訟」の北海道原告団（渡部務原告団長以下653人）に対して、原告の訴えを棄却するという不当な判決を言い渡した。私たち全日本年金者組合はこの不当な判決に対して 怒りを込めて強く抗議する。

2012年11月、「特例水準解消法」が三党合意（民主・自民・公明）で、わずか2日間の国会審議で、可決成立させられた。全国4000万のすべての年金受給者の年金が2013年10月から3年間で2.5%も下げられることになった。

2004年の「小泉年金改革」では、「特例水準」の解消は、物価が上昇する状況下で解消するとしたにもかかわらず、物価が上がっていないデフレ状態の中、強引に2013年に1%も下げられた。

以来、安倍内閣の7年間で、物価は5.3%上がったにもかかわらず、年金は、この「特例水準」解消を含めて、0.8%も下がっている。実質的な年金の価値は6.1%も下がっているのが実態だ。公的年金は物価・賃金に連動することによって、実質的な価値を維持することがもっとも重要であるにもかかわらずだ。

この2012年の法「改正」に際して、私たち高齢者の生活実態の調査や意見聴取など慎重な審議がまったくなされていず、この減額措置は憲法25条、29条、13条に違反していると言わざるを得ず、行政不服審査請求を経て、全国44都道府県39地裁5279人の原告がこの年金引き下げ違憲訴訟に立ち上がった。

札幌地方裁判所は、原告と被告の準備書面等での言い分が出そろってきた段階から、両方の言い分を整理して、証人調べを行ない、この減額措置が憲法違反か否かを厳しく吟味すべきだった。実際、大阪地裁での奈良事案では、5月8日に11名の証人尋問が、5月20日には岐阜地裁で3名の原告が証言する予定であり、札幌地裁の証人尋問抜きの判決はあまりにも拙速と言わざるを得ない。

札幌地裁の判決は、原告らの厳しい生活実態に耳を傾けることなく、被告である国の主張に沿った判決であり、「憲法25条の健康で文化的な生活を営む権利」を真っ向から否定するものであり、多くの国民の怒りを買うことは必至である。また、北海道原告団は札幌高裁への控訴を決定している。

全日本年金者組合は、引き続き、全国の各法廷で公正な判決が出されることをめざし、4000万人の年金受給者ととともに「若者も高齢者も安心して生活できる年金制度」を目指して奮闘する決意である。

2019年4月26日

全日本年金者組合

中央執行委員長 金子民夫

